特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

防府市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県防府市長

公表日

令和5年10月11日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

_I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法(昭和40年8月18日法律第141号)に基づき、母子保健手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行っている。なお、申請・届出等は、窓口、郵送及びマイナポータル・ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)で受領する。 母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨 ⑦低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑥共産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨 ⑦低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給 ⑩市町村が養育医療の給付に要する費用を支弁した場合のその措置を受けた者等からの費用の徴収
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. マイナポータル・ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能) 5. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル	名
乳幼児情報ファイル、妊婦情報	最ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の49の項
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :26、56の2、69の2、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) :69の2、70の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	健康福祉部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

<mark>請求先</mark> 〒747-8501 防府市寿町7

〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総合政策部 広報広聴課 電話番号 0835-25-2194

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

〒747-0805 防府市鞠生町12番1号 防府市 健康福祉部 健康増進課 電話番号 0835-24-2161

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数					
評価対象の	事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人я	未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上 3) 1万人以上10 4) 10万人以上5) 30万人以上	1万人未満)万人未満
	いつ時点の計数か	令和	15年7月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和	15年7月1日 時点			
3. 重大事	故					
	内に、評価実施機関において特定個 ける重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実 載されている。	施機関については、それぞれ重	重点項目評価書又は全	項目評価書において、リスク対策の詳細が記
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステ	ムを通じた入手を除	15.1
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワーク	クシステムを通じた提供	tを除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・	各発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長→所属長の役職名	健康増進課長 工藤 友子	健康増進課長	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総 務部 市政なんでも相談課 電話番号 0835- 25-2209	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 市政相談課 電話番号 0835-25-2194	事後	定期見直しによる修正(軽微な修正)
□和1年0月28日	は何人か いつ時点の計数か	平成27年2月25日	平成31年4月1日	事後	定期見直しによる修正(軽微な修正)
令和1年6月28日	Ⅲしきい値判断項目 特定個人情報ファイルの取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成27年2月25日	平成31年4月1日	事後	定期見直しによる修正(軽微 な修正)
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	-	Ⅳリスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和2年1月28日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年11月1日時点	事後	5年を経過する前の評価の再 実施によるもの
令和2年1月28日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年11月1日時点	事後	5年を経過する前の評価の再 実施によるもの
令和2年1月28日	IV リスク対策 8.監査 実施の有無	自己点検、内部監査	自己点検	事後	5年を経過する前の評価の再 実施によるもの
令和2年1月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :26、56の2、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) :70の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第19条、第30条、第39条、第44条	1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :26、56の2、69の2、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) :69の2、70の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第19条、第30条、第38条の3、第39条、第	事前	法令の改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
市和3年3月4日	II しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和1年11月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	定期見直しによる修正
71年3月4日	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイルの取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年11月1日時点	令和3年1月1日時点	予和3年1月1日時点 事後	
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の49の項 項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)・第40条	項		
令和4年7月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :26、56の2、69の2、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) :69の2、70の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第19条、第30条、第38条の3、第39条、第		事後	法改正による変更及び定期見直しに係る修正
节和4年/月/日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 市政相談課 電話番号 0835-25-	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総 合政策部 広報広聴課 電話番号 0835-25- 2194	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	II しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年5月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
77444/7/1	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイルの取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年5月1日時点	事後	定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイル を取扱事務 ②事務の概要	母子保健法(昭和40年8月18日法律第141号)に基づき、母子保健手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行っている。母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等27号、以「ででではいて、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。(①保健指導の実施の制理(②新生児の訪問指導の実施の勧奨(②新生児の訪問指導の実施の勧奨(②新生児の訪問指導の実施の勧奨(②新生児の訪問指導の実施の勧奨(②新生児の訪問指導の実施のも受理又は届出に係る事実の一番を受けに関する事務(⑥妊産を受ける事務)の対域の届出の受理又は届出に係る事を受ける事務(⑥妊産者)の最近の最近の受理とは届出に係る事とのも、のの表別の最近のの表別では、のの表別の表別では、のの表別では、のの表別では、の表別では、の表別では、の表別では、の表別では、の表別では、の表別では、の表別では、の表別では、の表別では、の表別では、の表別では、の表別では、の表別では、の表別では、の表別では、の表別では、の表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、	母子保健法(昭和40年8月18日法律第141号)に基づき、母子保健手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査びり児及び幼児の健康の保持及び増進に関する。別及び幼児の健康の保持及びものと、母性に関するを実施する事務を行っている。なお、申請・届出等は、窓口、サービる特別でで受領する。はおける特別でで受領する。はおける特別でで受領する。のおきにおける特別でで受いまたが、中間では、なびの番号の相当である。のは、平成25年5月31日に従い、、ものは、平成25年5月31日に従い、特定のは、はは、中で、のの規定に対ける。のは、中で、のが、ののは、中で、は、中で、	事前	オンライン申請の受付開始に伴う修正
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイル を取扱事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. マイナポータル・ぴったりサービス(サービス 検索・電子申請機能) 5. 申請管理システム	事前	オンライン申請の受付開始に 伴う修正
令和5年10月11日	II しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和4年5月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月11日	Ⅱしきい値判断項目 特定個人情報ファイルの取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和4年5月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和5年10月11日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	自己点検	自己点検、内部監査	事後	定期見直しに係る修正